

中海・宍道湖・大山圏域イメージキャラクター「ウンパくん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中海・宍道湖・大山圏域イメージキャラクター「ウンパくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出の基準)

第2条 着ぐるみの使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を行わないものとする。

- (1) キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されない恐れがあるとき。
- (3) 法令又は、公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) その他、中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局（以下「管理者」という。）が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請が、前条の規定に照らし適当と判断した場合は、着ぐるみの使用の承諾（以下「使用承諾」という。）を着ぐるみ使用承諾書（様式第2号）により使用者に通知し、不適當と判断した場合は、使用承諾の不可についてその理由を明記した書面をもって使用者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第4条 着ぐるみの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(現状復帰)

第5条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修を行う等、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第6条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対して、管理者は一切の責めを負わない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。